

都市計画実務専門家認定・登録制度における認定審査の特例に関する規則

平成 28 年 1 月 20 日

(一社) 都市計画コンサルタント協会

第 1 条 都市計画実務専門家認定・登録制度施行規程（以下、「施行規程」という。）第 19 条の規定により、この規則を定める。

第 2 条 施行規程第 3 条に定める「民間機関等に属する者」の「民間機関等」とは次に掲げる法人とする。

- 1) 会社法第 2 条第 1 号に規定する法人。
- 2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 条第 1 号に規定する一般社団法人等で、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条に規定する認定を受けたものを含む。
- 3) 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 号の規定による特定非営利活動法人
- 4) 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

第 3 条 施行規程第 19 条第 1 項に定める基準は、次のとおりとする。

- 1) 一般社団法人都市計画コンサルタント協会、公益社団法人日本都市計画学会、及び特定非営利活動法人日本都市計画家協会のいずれかに属する本規則第 2 条で定める民間機関等の都市計画実務専門家であること
- 2) 都市計画分野における実務経験を 20 年以上有するとともに、都市計画に関する幅広い知識を有すること
- 3) 直近 5 年間に於いて、都市計画の実務を責任ある立場で実施した経験を有すること。
- 4) 得意とする専門分野において豊富な実績を有し、直近 10 年間に於いて、責任ある立場で得意とする専門分野に関する業務を遂行したことが 3 件以上あること
- 5) 組織内において、都市計画分野の業務遂行に中心的な役割を担っていること
- 6) 各種団体での活動、地域・まちづくり活動等、都市計画の社会的貢献を果たすための活動を行っていること
- 7) 本制度の維持と発展のために、本制度の運営に積極的に関わることができること

第 4 条 施行規程第 19 条第 2 項の会長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- ①推薦者の所属、役職、氏名、推薦対象者に係る専門分野等を記載した推薦書（様式
— 1）
- ②推薦を受ける者（以下「本人」という。）の所属、役職、氏名、生年月日、性別、

- 住所、連絡先（電話、電子メールアドレス）等を記載した推薦承諾書（様式—2）
- ③本人の最終学歴、取得資格、職歴を記載した経歴書（様式—3）
 - ④本人の社会的活動の実績を記載した書面（様式—4）
 - ⑤本人の業務実績に関する調書（主な業務実績 5 件、専門分野の業務実績 3 件）（様式—5）

第 5 条 施行規程第 19 条第 3 項に定める都市計画実務専門家認定・登録制度連絡調整会議（以下、「連絡調整会議」という。）の組織及びその運営については、次のとおりとする。

- 1) 連絡調整会議は、学識経験者並びに一般社団法人都市計画コンサルタント協会、公益社団法人日本都市計画学会、公益財団法人都市計画協会及び特定非営利活動法人日本都市計画家協会の役職員で構成し、別表—1 のとおりとする。
- 2) 連絡調整会議は、施行規程第 19 条第 2 項に定める書類の審査を行い、同条第 3 項定める認定審査を行う。
- 3) 連絡調整会議に座長を置き、学識経験者をもって充てる。
- 4) 連絡調整会議の招集は、座長が行う。
- 5) 会議は定数の過半数の委員が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは座長がこれを決する。

第 6 条 本規則に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、施行規程第 10 条に定める都市計画実務専門家認定・登録制度連絡協議会の意見を聞いて、一般社団法人都市計画コンサルタント協会の会長が処理をする。

付則

- 1. この規則は、平成 28 年 1 月 20 日より施行する。